

ブレグジット交渉の争点と進捗状況

2017年7月5日時点
日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外調査部欧州ロシアCIS課

本資料の第三者への提供はお断りします。
また、記載内容の無断転載はご遠慮下さい。

想定される英国のEU離脱交渉スケジュール

2017年

- 3月29日 **英国** 正式にEU離脱を通知
- 3月31日 欧州理事会 交渉ガイドライン案発表→欧州委員会 ガイドライン作成
- 4月 5日 欧州議会 離脱交渉の最終合意を承認する場合の基本条件を採択
- 4月29日 特別欧州理事会(27ヵ国)交渉ガイドラインを承認

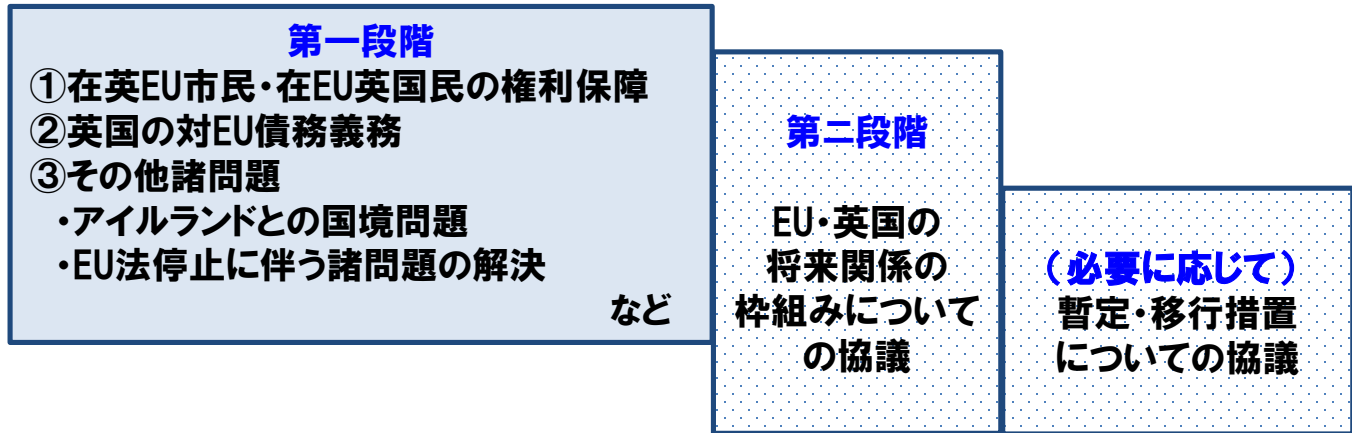
- 5月22日 EU一般問題理事会 EU交渉(権限)指令を採択

- 6月 8日 **英国** 下院総選挙
- 6月19日 英国のEU離脱交渉開始
- 6月26日 **英国** 在英EU市民の権利保護に関する基本方針を公表
- 7月17日の週 英国のEU離脱交渉(第2ラウンド)予定
- 8月28日、9月18日、10月9日の各週に、第3、4、5ラウンドの交渉予定

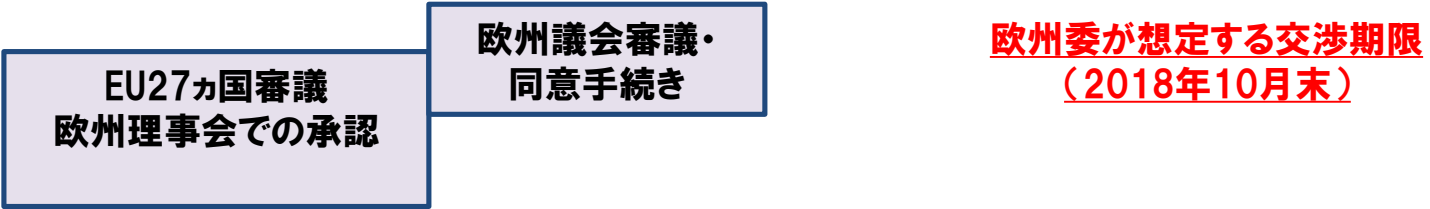
実質16ヵ月間

2年間

2018年



2019年



(出所) 欧州委員会、英国政府資料等より作成

離脱通知から2年の交渉期限(2019年3月29日)

英国のEU離脱通知の主な内容

- 英国は3月29日、EUおよび欧州原子力共同体(EURATOM)からの離脱を通知
- 欧州共同体法廃止法案により、EU法を英国法に置き換え(概要を3月30日に発表)
- EU離脱までに新協定に合意できないと、WTOルールの下で貿易を行うことになるため、そのような事態を避けるために尽力。経済と安全保障の両面をカバーするFTAの必要性を重ねて主張。

■今後の交渉において配慮すべき7つの原則■

1	協力の精神	EUの4つの自由移動が不可分であることを理解。単一市場からの離脱理由であると説明。
2	市民ファースト	英国在住のEU加盟国民とEU加盟国在住の英国国民の権利に関する早期合意を重視。
3	包括的協定を模索	経済と安全保障での協力を網羅した特別なパートナーシップ協定を、離脱協定と並行して協議していく必要性を指摘。
4	混乱の最小化	混乱と不確実性を出来る限り最小限に食い止めるため、移行期間の設定など投資家、産業界、市民に配慮。
5	北アイルランドの和平プロセスとアイルランドとの関係	EU加盟国で唯一陸続きの国境を接するアイルランドとの間で共通旅行区域(CTA)を維持し、北アイルランド和平のためのベルファースト合意の支持を継続。
6	技術的協議の早期開始	詳細な技術的協議の早期開始と優先順位付けを要請。同時に、金融サービス分野やネットワーク産業まで網羅した野心的なFTAの締結を提案。
7	欧州の共通価値の推進と保護	自由や民主主義といった欧州各国が共有する価値観に基づき、欧州の繁栄を維持し、世界をリードする。

(注)背景が薄青の項目は、EUとの見解の相違が小さいもの、薄緑の項目は相違が大きいもの

(出所)英国首相官邸(10 Downing Street)

EUの交渉ガイドライン原案の主な内容

- EU理事会は3月31日、英国のEU離脱に関する欧州理事会の交渉ガイドライン原案を発表
- 全てに合意するまで何も合意しない原則、個別項目の分割交渉や個別加盟国と英国との交渉は認めない方針を堅持
- 交渉は段階的に進める、第一段階交渉後に第二段階に進むこと、必要に応じて移行措置を模索すること、全てについて上記の合意原則を適用する方針を提示
- EU基本条約50条での2年間の交渉期限が2019年3月29日で終わることも明記

●交渉の第一段階

○英国のEU離脱および加盟国としての約束に由来する全ての権利と義務の清算

- ・全ての法的および予算上の約束、付随するものを含んだ債務の清算

○英国のEU離脱による市民、企業、ステークホルダー、国際的なパートナーへの即座の影響に関する透明性と法的な確実性の提供

- ・英国で生活(就労・就学など)するEU加盟国民の権利保障を交渉の最優先事項に。互惠・無差別の原則の下、EU域内の英国国民の権利も保障
- ・英国と、あるいは英国でビジネスを行うEU企業や、EU各国と、あるいはEU各国でビジネスを行う英国企業にとって、EU法の英国への適用停止により、無法状態にならないよう交渉
- ・北アイルランドとアイルランドの国境について、EUの統一を維持しながらも、和平プロセスにも配慮し、厳格な国境とならないよう柔軟な解決策を模索
- ・キプロスに所在する英国軍基地の主権、特に同基地で働く、もしくは居住するEU加盟国民の状況に関する調整
- ・国際協定に関し、英国のEU離脱後も、EU27ヵ国がEU28ヵ国としての権利と義務を継承。第3国や関係する国際機関に対し、可能な共通アプローチができるよう建設的な対話を検討
- ・英国に所在するEU諸機関の将来の立地はEU27ヵ国で協議し、円滑な移転を図る
- ・欧州司法裁判所で英国のEU離脱日まで係争中の英国や英国企業、英国人に関する全ての裁判手続きは法的確実性と平等な取扱いを確保するための扱いが必要。欧州司法裁判所は、これらの手続きについて裁定を行う権限を有する必要がある。欧州委員会やEU諸機関で係争中の英国や英国企業、英国人に関する行政手続きについても同様。加えて、離脱日前に起きた事実についての行政手続きや裁判手続きが離脱後に開始される可能性にも配慮
- ・離脱協定には、同協定の適用や解釈に関する適切な紛争解決制度、離脱協定で想定し得なかった状況を処理するために必要な措置を適用できるような機能も盛り込むことが必要。これは、欧州司法裁判所の役割を含め、自治と法的秩序を効果的に保護するというEUの利益に留意して行うことが必要

●交渉の第二段階

○EUと英国の将来関係の枠組みに関する全体的な理解を形成

○EU・英国間で将来関係について予備協議・準備協議に着手

- ・非加盟国に対しては、加盟国と同じ便益は提供できないが、双方の利益となる強固で建設的な関係を維持し、単なる貿易以上の包括的な関係を目指す

○必要に応じ、法的に可能な範囲で、将来関係構築までの繋ぎとして移行協定の確定も模索

- ・期限を限定したEU法の適用延長を検討(EU法、予算、監視、実施手段、構造の適用)

●将来のEU・英国関係

○英国のEU離脱後に初めて新協定の締結が可能

- ・欧州理事会は英国が加盟国でなくなった後に、初めて新しい協定に向けた作業を開始し、合意、締結することが可能

○新協定のバランスを重視

- ・英国が単一市場に参加できないため、競争法や補助金での同レベルの環境保障や、特に税制、社会政策、環境政策のダンピングを通じた不公正な競争上の利益に対するセーフガードを含めるべき
- ・将来のパートナーシップには、適切な施行や、EUの統治や特に意思決定プロセスに影響しないような紛争解決メカニズムを含める

○貿易以外の分野でのパートナーシップ構築を検討

- ・テロ対策、国際犯罪対策、安全保障・防衛など

○ジブラルタルの主権について、スペインと英国との間で合意がないと、EUと英国の間では適用する合意が英国のEU離脱後はない可能性がある

(出所) 欧州理事会、EU理事会など

EU指令(欧州委への交渉権限)の主な内容

- EU一般問題理事会は5月22日、ブレグジット交渉に関するEU指令(欧州委員会に付与する権限)を5月22日に採択。
- 交渉第一段階の目的は、①市民や産業界、関係者、国際パートナーにブレグジットの影響に関し、出来る限り確実性を付与すること、及び②英国がEU加盟国として約束した全ての権利・義務に関し、ブレグジットで生じる問題を解決すること、である
- EU理事会は、欧州理事会(EU首脳会議)で定めた交渉ガイドラインに沿って、欧州委に交渉権限を付与するEU指令を採択。

交渉項目	交渉内容
1. 市民の権利保障	①対象となる市民の定義、②保障されるべき権利の定義
2. 財政(予算)問題の解決	<p>英国のEU加盟国期間中の義務で、</p> <p>①EU予算(EU中期予算計画や年金・付随する責務などを含む)</p> <p>②条約・協定に基づく全機関・基金(欧州投資銀行、欧州開発基金、欧州中央銀行など)からの脱退に伴うもの</p> <p>③EUの政策に関連した特別な基金等への英国の参加に伴うものが対象(欧州金融監督局や欧州医薬品庁などの移転・同手続き費用も含む)</p> <p>義務の計算方法、支払い方法、EU離脱後も生じる法的義務に対応する移行ルール、予算や特別な機構・基金から想定される付随義務問題の特別ルールなども交渉対象</p>
3. EU市場に上市された物品の扱いとEU法に基づく手続き	<p>①英国のEU離脱日前に、EU法のもとで、EU市場に置かれた物品の扱い</p> <p>②EU法の下での加盟国間の民間、商業、犯罪問題での司法協力の継続</p> <p>③EU法の下での行政及び法的執行上の協力手続きの継続</p> <p>④司法・行政手続きの継続</p>
4. EUの機能に関するその他の行政問題	EUや関連機関・基金、職員・家族などの財産、基金、資産、運営の保護に関連した必要条項
5. 英国のEU離脱協定の管理	離脱協定による約束を効果的に執行するための機構組織の構築
交渉実施のための手続き調整	EU理事会や交渉準備機関、EU交渉官などの関係を統治する詳細な調整
その他	アイルランドと北アイルランドの人の往来や在留問題、キプロスの英軍基地の扱いにも言及(英国とキプロスの2国間協定はEU法に整合)

(出所)欧州理事会、EU理事会など

EUと英国で異なる交渉方針・方法

- EUは英国が希望するFTAとの同時並行協議ではなく、離脱協議を優先。離脱協議の『十分な』進展後に、初めてFTAの枠組み協議に着手
- 市民の権利とアイルランド・北アイルランド国境問題についてはほぼ共通認識
- 離脱協定交渉の『火種』になりかねない英国のEU離脱後のジブラルタルの主権問題

※背景がオレンジの項目は、英国・EUの交渉方針の隔たりが大きい分野、緑は同方針に近い分野、黄色はその中間を表す。

項目	EUの交渉ガイドライン内容	英国のEU離脱通知レター内容
交渉原則	交渉の秩序・ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ早く詳細な政策分野の技術的協議に着手する。EU離脱により生じる問題についてハイレベルで合意することを優先する。 ・しかし、将来の包括的なFTAも同時に協議、合意することが必要。
	4つの自由移動	<ul style="list-style-type: none"> ・単一市場メンバーであり続けることは断念。4つの自由移動は不可分で『良いとこ取り』が出来ないことを理解・尊重。 ・金融サービスやネットワーク産業のような経済関係の深い分野については、将来のFTAでカバーしたい。
EU離脱協定交渉	離脱に伴う義務の清算	<ul style="list-style-type: none"> ・法の下で、かつ英国がEUとパートナーシップを継続するために、EUを離脱する英国の権利と義務について公正な清算の確定方法を協議することが必要。
	市民の権利	<ul style="list-style-type: none"> ・市民第一で常に取り組む。英国に留まるEU加盟国民やEUに居住する英国国民の権利についての早期合意の締結を目指す。
	アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> ・北アイルランドとアイルランドの間で共通旅行区域(CTA)を維持し、英国のEU離脱がアイルランドに損害を与えないことを保障することで、英国は厳格な国境に戻ることを避けたいとしている。
	ジブラルタル	<ul style="list-style-type: none"> ・言及なし
	移行措置	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の関係を将来のパートナーシップに移行する際のクリフ・エッジ(崖っぷち)を避けるため、英国とEUの双方において、円滑に秩序立って新たな協定に移行するための導入期間があれば、市民や企業は便益を受けられる。プロセスの原則を早期に合意できれば、双方とも不必要な混乱を避けることができる。

新たな通商協定を巡りアプローチに差異

○EUは、新協定では英国が単一市場と同等の便益を得られない旨強調 ○協定締結のタイミングに関し、非現実的な英国の希望

※背景がオレンジの項目は、英国・EUの交渉方針の隔たりが大きい分野、緑は同方針が近い分野、黄色はその中間を表す。

項目	EUの交渉ガイドライン内容	英国のEU離脱通知レター内容
交渉開始のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> EU基本条約第50条の下で、交渉の第2段階として、EUと英国の将来関係の枠組みに関する全体的な理解を形成。 第1段階での交渉での『十分な』進展の確認後に、EU・英国間で将来関係についての予備協議・準備協議に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> EUからの離脱協議と並行して、将来の関係条件を合意する必要がある（EU離脱通知レターでは4回繰り返して強調）。
交渉のスタートライン	<ul style="list-style-type: none"> EU加盟国でない場合、加盟国のような義務はない代わりに、加盟国と同じ権利や同じ便益を得ることはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国はEU加盟国であるため、双方の規制枠組みや標準は既に一致している。 規制当局同士の関係は緊密で、長年の協力関係もあり、交渉はこうした独特なポジションから始まる。
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 新協定はバランスが取れ、野心的で、広範囲なものになるべき。単一市場の統合や適切な機能を損なわないためにも、単一市場もしくはその一部への参加は認められない。 加盟国と同等の便益は提供できないが、EUと英国の双方の関心分野では、強く、建設的な関係を維持し、単なる貿易以上の包括的な関係を構築すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国は経済と安全保障の双方で、EUと深い特別なパートナーシップを締結したい。 大胆で野心的なFTAを模索。金融サービスやネットワーク産業のような経済関係の深い分野については、将来のFTAでカバーしたい。
安全保障	<ul style="list-style-type: none"> 貿易関係を超えて、テロ対策や国際犯罪対策、安全保障・防衛などの他分野でのパートナーシップ構築を検討する用意がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国は経済と安全保障の双方で、EUと深い特別なパートナーシップを締結したい。
将来異なり得る範囲	<ul style="list-style-type: none"> 英国が単一市場に参加できないため、競争法や補助金での同レベルの環境保障や、特に税制、社会政策、環境政策のダンピングを通じた不公正な競争上の利益に対するセーフガードを含めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 公正でオープンな貿易環境を維持するための規制枠組み構築の管理方法や問題解決方法を優先すべき。
紛争解決	<ul style="list-style-type: none"> 将来のパートナーシップには、適切な施行や、EUの統治や特に意思決定プロセスに影響しないような紛争解決メカニズムを含める。 	<ul style="list-style-type: none"> 公正でオープンな貿易環境を維持するための規制枠組み構築の管理方法や問題解決方法を優先すべき。 パートナーシップの範囲は、経済と安全保障問題の双方で、事務方から深く、広範でダイナミックな協力の詳細提案を示す。
交渉締結のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> EUと英国の将来関係に関する協定は、英国が第3国（EU域外国）になって初めて合意できる。 	<ul style="list-style-type: none"> EU基本条約が設定する時期（EUを離脱するタイミングで）に合意できると確信している。

（出所）欧州理事会、英国首相官邸、CICEROなど

英国のEU離脱に関する通商上の主な論点

不透明な今後の離脱交渉の行方

2016年6月、英国国民投票でEUからの離脱の方針が決まった。英国とEU間での離脱交渉は国民投票から約1年後の2017年6月19日に開始。交渉の行方は不透明で、企業活動に影響を及ぼす多くの論点が含まれる。

英国の輸出総額の43.9%がEU向け

英国の輸出総額の43.9%はEU域内向けであり、対EU貿易に大きく依存している。EUは輸送機器で乗用車の10%をはじめ最大22%、化学品で最大13%、鉱物性燃料でも最大5%などの対外関税を課している。

英国の主要輸出分野に占める対EU輸出(2015年)

(単位: 100万ドル、%)

	対世界 輸出金額	対EU 輸出金額	構成比 (対世界)
一般機械	64,724	22,797	35.2
電気機器	29,327	14,539	49.6
精密機器	19,510	7,562	38.8
輸送機器	71,610	32,801	45.8
乗用車	39,087	15,682	40.1
自動車部品	8,538	5,490	64.3
化学品	85,971	42,552	49.5
医薬品	36,146	15,405	42.6
鉱物性燃料	32,365	23,533	72.7
食料品	28,521	17,115	60.0
繊維・同製品	12,725	8,591	67.5
鉄鋼	13,420	6,469	48.2
総額	468,058	205,267	43.9

[資料] 英国貿易統計から作成

英国のEU離脱: 通商上の論点	概要	ポイント	
EUと英国の交渉	関税	離脱後、EU・英国間の貿易に輸入関税が賦課される可能性。	英国は関税同盟からも離脱し、自由貿易協定(FTA)で解決を図りたい意向。
	製品基準・各種規制	加盟国で流通が認められた製品は全ての加盟国で流通可能、というEUの単一市場の原則が不適用になる。	英国が単一市場から完全離脱すると、離脱後に、双方の製品基準・各種規制が乖離していく可能性がある。
	サービス・金融	単一市場の原則に基づくサービス提供・金融取引の自由が制限される可能性。	金融サービスの提供が最大の関心事項。ハードプレグジットで制限される方向。
	人の移動	モノ・サービス・資本と並ぶEUの4つの自由の一つであるEU市民の移動の自由に対し、メイ首相は制限を課す意向。	EEAでも4つの自由は不可分。移動の自由を制限する場合、EEAにも加わらない選択になる。
	投資・税制	EU親子会社指令、利子・ロイヤリティ指令により免除されている在英・在EU企業間の源泉徴収課税の扱い。	租税条約の内容によっては課税される可能性。英国の統括会社機能に影響。
	競争法・国家補助	欧州委員会所管のカルテルやM&A審査が英国当局の所管に。政府による補助金へのEU規律が不適用に。	EUは英国に対し、FTA交渉の中で、EURLールと同等のレベルを求める意向。
	知的財産権	欧州共同体商標・意匠や、準備中の欧州統一特許の制度見直しが必要に。	EULレベルで創設される諸権利については立法措置により調整が必要。
英国の対外交渉	英国と第三国との新規FTA	離脱後、英国と第三国間の貿易に輸入関税が賦課されるため、英国としてはFTA締結を早期に進めたい意向。	EU域外の各国はEUと英国間の貿易協定が合意されなければ、英国との交渉は難しいとの立場。
	英国のWTO交渉	英国のWTO上の関税・サービス自由化はEUとしての共通譲許であったため、WTO加盟国との再交渉が必要。	自由化約束にはWTO全加盟国の同意が必要となる。

[資料] 『ジエトロ通商弘報』、各種報道から作成

欧州共同体法廃止法案(Great Repeal Bill)

EU離脱に伴う法的欠缺の最小化を図る欧州共同体法廃止法案(Great Repeal Bill)の概要(白書)を3月30日に公表

欧州共同体法廃止法案(Great Repeal Bill)の概要

1972年
欧州共同体法
の廃止

- EU法の英国内での効力やEU法の英国法に対する優先、欧州司法裁判所(ECJ)の判断への従属などを規定する同法をEU離脱の日に廃止

EU法の
英国法への
置き換え

- 英国の法体系に直接組み込まれているEU法(指令等)をそのまま英国法に置き換え
- EU指令などを根拠に立法されている英国法の効力を維持
- EU条約やEU基本権憲章に謳われる権利の保護
- ECJの判例の効力の継続
- 置き換えられたEU法と対立する新法が策定された場合は新法が優先

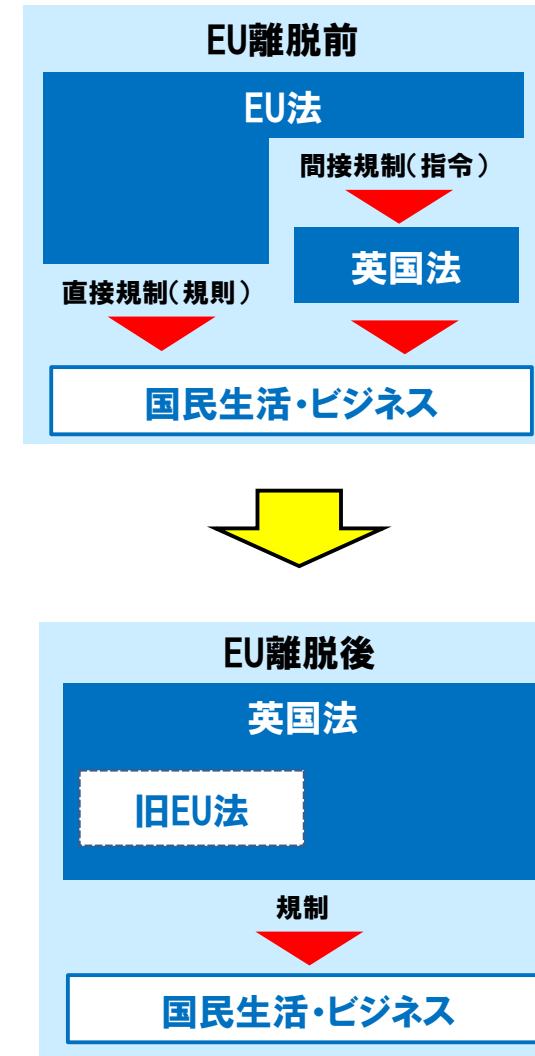
6月21日の施政方針演説に盛り込まれた法案

欧州共同体法廃止法案
関税法案
貿易法案
移民法案
漁業法案
農業法案
原子力セーフガード法案
国際制裁法案

(出所)施政方針演説より作成

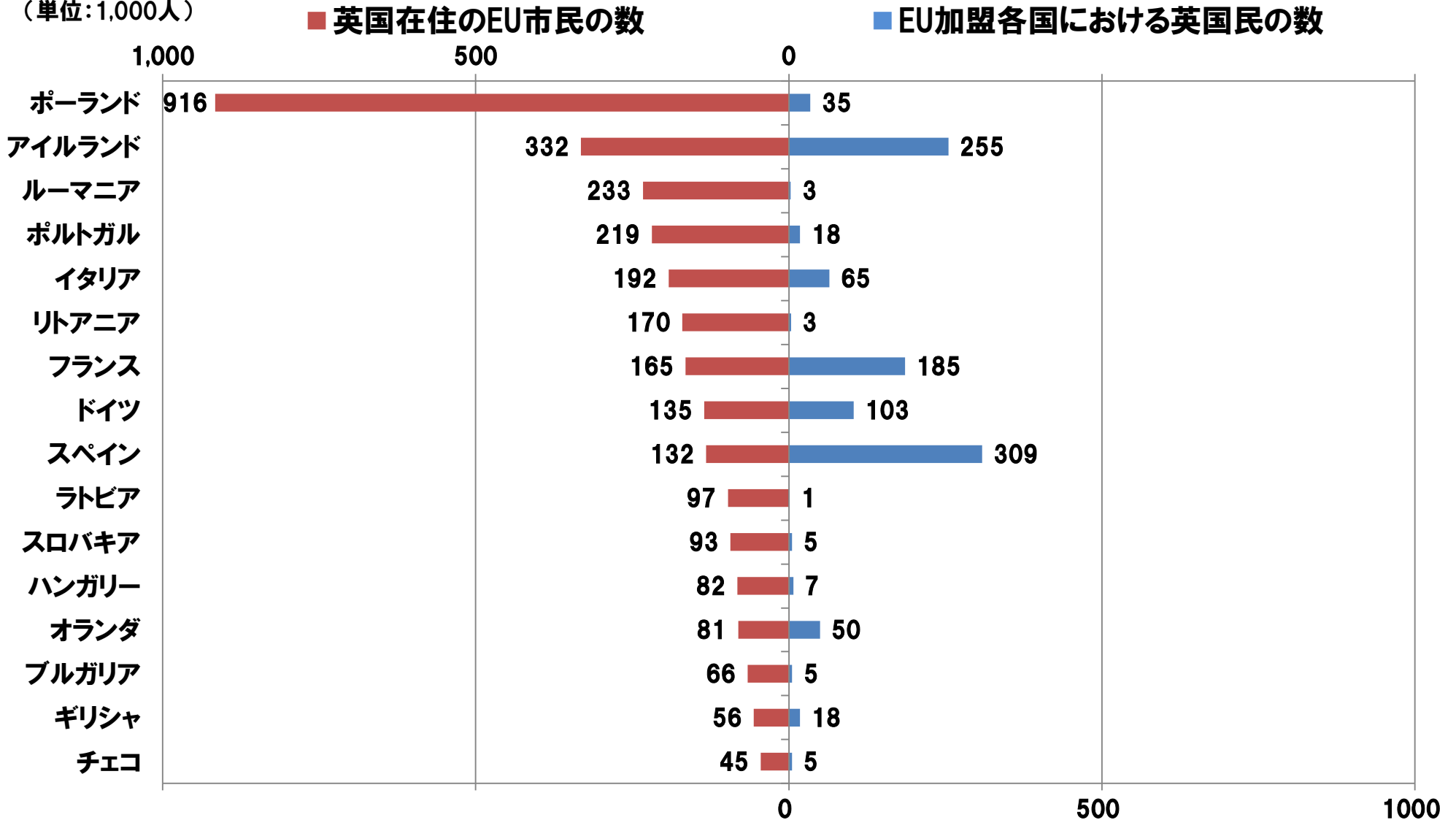
機能不十分な
法規制の
修正能力付与

- EUを離脱することで十分に効力が発揮されなくなる法制度(例:EUへの照会を要求するものなど)の修正能力を付与



EU加盟国と英国間の移民

(単位:1,000人)



(出所) 国家統計局(ONS)年間人口調査(ANP)2015年、国連(UN)人口統計2015年

在英EU市民・在EU英国国民の権利保障

英国

居住と労働を制限

英国と同等の措置で対応

EU市民の英国居住者数

ポーランド人	92万人
アイルランド人	33万人
ルーマニア人	23万人
ポルトガル人	22万人
イタリア人	19万人
リトアニア人	17万人
フランス人	17万人
ドイツ人	14万人
スペイン人	13万人
...	

合計:314万人

・交渉の論点は、在英EU加盟国民と在EU英国国民の扱い

・英国のEU離脱後、自国民の権利が保障されるか？

5年間継続して居住している場合は永続的な居住権を獲得できる見込み、離脱日に5年満たない場合は？

・社会保障や年金の扱いは？

EU27カ国

英国国民のEU加盟各国居住者数

スペイン	31万人
アイルランド	26万人
フランス	19万人
ドイツ	10万人
イタリア	7万人
オランダ	5万人
キプロス	4万人
ポーランド	4万人
ベルギー	3万人
...	

合計:122万人

(出所)国家統計局(ONS)年間人口調査(ANP)
2015年、国連(UN)人口統計2015年

英国

欧州医薬品庁(EMA)



欧州銀行監督局(EBA)



EU域内に移転

EU27カ国

立候補国

・ボン ・ミラノ
・バルセロナ
・ダブリン など

・フランクフルト
・パリ
・アムステルダム など

【EMAとEBAの移転手続きについて】

- 立候補の締め切り:2017年7月31日 ⇒分析・評価を理事会事務局と加盟国に送付:9月末まで
- 決定のタイミング:同10月の一般問題理事会で協議、11月の同理事会で決定
- 選定基準:
 - ①英国のEU離脱日に移転した機関の機能が保障されること
 - ②全加盟国の首都からのアクセスが容易であること
 - ③機関職員の子弟にとっての適切な教育機関が存在すること
 - ④現在及び将来の職員の家族の社会保障や医療ケア、雇用機会のニーズを満たせること
 - ⑤当該産業界の継続性を維持できること
 - ⑥欧州機関の地理的なバランスを考慮

2017年7月5日時点でのまとめ

【タイムスケジュール】

- 英国は原則、2019年3月29日24時（ブリュッセル時間）にEUを離脱（全加盟国の合意で延長可能性あり）
- 英国のEU離脱時点までに、EU・英国間の新協定が発効するのは現実的には困難
- 新協定が発効までには、離脱後何年もかかる可能性も
- 移行協定、もしくは移行措置が設定される可能性大、ただし期間は未確定

【ビジネス環境の変化】

- 英国政府の現在のポジションはEU単一市場から離脱の見込み
⇒ただし、保守党が総選挙で過半数取れなかった影響の先行きは不透明
- 英国ではEU法の適用が停止され、英国法の適用に（当初はEU法をコピーして対応）
- 現状では避けられぬEU・英国間の関税手続きと英国の基準・認証への対応
- 関税率はEU対外共通関税率から英国独自の関税率に

【必要となる企業の対応】

- 英国で金融パスポートを取得している企業は欧州大陸で再取得することが必要
- 欧州医薬品庁や欧州銀行監督局など英国に所在するEU機関の将来の移転に注視
- 英国に製造拠点を所持する企業は欧州大陸との間で関税やその手続きが発生することも考慮に入れて、サプライチェーン等の見直しの機会に
- 英国に欧州統括拠点を置く企業は欧州戦略の見直しの機会に

ご参考情報

• ジェトロの情報発信WEBのご紹介

- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>
(英国のEU離脱に関する情報のページ)
- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/>
(英国情報のページ)
- <http://www.jetro.go.jp/biznews/>
(世界のビジネスニュース:日刊紙 通商弘報)
- <http://www.jetro.go.jp/world/>
(ジェトロ国・地域別情報)
- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/eurotrend.html>
(メルマガ:ユーロトレンド配信登録)(無料)

ご質問・ご意見は以下までお願いします。

ジェトロ 海外調査部 欧州ロシアCIS課 ORD@jetro.go.jp

<免責条項>

本講演で提供している情報は、ご利用される方のご判断・ご責任においてご利用ください。

ジェトロではできる限り正確な情報提供を心がけておりますが、万が一、本講演で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロで一切の責任を負いかねますのでご了承ください。